

新設分割に係る事前開示書面
(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

2025年7月7日

株式会社ROXX

新設分割に係る事前開示書面

東京都新宿区新宿6-27-30
新宿イーストサイドスクエア8F
株式会社ROXX
代表取締役社長 中嶋 沢朗

当社は、2025年7月7日付新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2025年9月12日をもって、当社のback check事業を、新たに設立するback check株式会社（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うこととしました。

当社が会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

本新設分割計画書の内容は別紙のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

新会社は本分割に際して新たに株式10,000株を発行し、その全てを当社に対して交付します。当社は、新会社の完全親会社となり、割当比率に利害関係を有する第三者が存在しないことから、新会社が交付する株式数は当社が任意に定めることができると認められるところ、当社の完全子会社となる新会社の株式の適切かつ効率的な管理等の観点から、上記の株式数とすることが相当と判断しました。

(2) 資本金及び準備金の額の定めの相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

当社は、新会社が承継する予定の資産及び負債の額、今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現する観点から、会社計算規則に従い、新会社の資本金及び準備金の額を本新設分割計画書第5条のとおりとすることが相当と判断しました。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

該当する事象はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当該新設分割株式会社の債務及び新設分割設立会社の債務（当該新設分割株式会社が新設分割により新設分割設立会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2024年9月30日現在の貸借対照表における資産の額は3,696百万円、負債の額は2,792百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。その後これらの額に重大な変動は生じておらず、効力発生日までに生じることも見込まれておりません。

また、本分割により、当社が新会社に承継させる予定の資産の額は97百万円（概算）、負債の額は95百万円（概算）ですが、当社は本分割において、新会社が発行する株式の全ての割当を受けるため、本分割による当社の純資産の額には変動はありません。

さらに、本分割後の当社の収益状況について、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点において見込まれません。

したがって、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しました。なお、承継させる予定の資産及び負債の金額は、2025年4月30日の現

況に基づいた見込み額を記載しています。実際に承継する資産及び負債の金額は、上記から変動する可能性があります。

(2)新会社の債務の見込みについて

本分割により、新会社が当社から承継する予定の資産の額は97百万円（概算）、負債の額は95百万円（概算）であり、資産の額が負債の額を上回る見込みです。また、本分割後の新会社の収益状況について、新会社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点において見込まれません。

したがって、本分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しました。

なお、承継する予定の資産及び負債の金額は、2025年4月30日の現況に基づいた見込み額を記載しています。実際に承継する資産及び負債の金額は、上記から変動する可能性があります。

なお、本分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きます。

以上

新設分割計画書

株式会社ROXX（東京都新宿区新宿6-27-30 新宿イーストサイドスクエア8F。以下「甲」という。）は、新たに設立するback check株式会社（東京都新宿区。以下「乙」という。）に対し、甲が営むback check事業（以下「本承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、次のとおり分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1記載のとおりとする。

第2条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役は、次のとおりとする。

取締役 須藤芳紀

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙は、成立日（第6条に定義する。）において、別紙2記載の資産、債務、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を承継するものとする。
- 本新設分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条（乙が本新設分割に際して交付する株式）

乙は、本新設分割に際し、甲に対し、本新設分割により承継する権利義務の対価として、乙の株式10,000株を発行し、そのすべてを甲に交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第49条及び第50条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第6条（成立日）

乙の成立の日（以下「成立日」という。）は、2025年9月12日とする。但し、本新設分割の手続進行上の必要性その他の事由により、必要があるときは、甲は、これを変更することができる。

第7条（分割条件の変更および計画の中止）

- 本計画作成後成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲の財政状態又は経営成績又は本承継対象事業の権利義務に重大な変動が生じた場合、又は本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲は、本新設分割の条件その他本計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。
- 本成立日の前日までに、国内外の監督官庁その他の司法・行政機関（公正取引委員会その他外国における競争法関係当局を含む。）から本新設分割を適法に行うために必要な許認可等が取得されない場合（当該許認可等の前提条件（もしあれば）を満たすことができない場合を含む。）、本計画は効力を失う。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本承継対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本新設分割に必要な事項は、本計画の趣旨に則り、甲がこれを定める。

2025年7月7日

東京都新宿区新宿 6-27-30
新宿イーストサイドスクエア 8F
株式会社ROXX
代表取締役社長 中嶋 汰朗

定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、back check株式会社と称し、英文ではback check, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した情報提供サービス
2. ウェブサイトの企画、立案、制作及び運営
3. 各種コンサルティング事業
4. その他前各号に付帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 7 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(基準日)

第 9 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第13条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。

2 前項の規定にかかわらず、取締役の選任を株主総会の議事にする場合においては、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役のほか出席した取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の任期)

第16条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第17条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議によって、代表取締役1名以上を選定する。取締役が1名の場合は、当該取締役を代表取締役とする。

(報酬等)

第18条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第19条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から同年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第20条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第21条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2026年3月31日までとする。

(設立時取締役)

第22条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 須藤芳紀

(設立時代表取締役)

第23条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 須藤芳紀

(法令の準拠)

第24条 本定款に定めのない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

以上

承継権利義務明細

甲から乙への本新設分割によって承継する権利義務は、本新設分割の成立日の直前時（以下「**基準時**」という。）における、甲が営むback check事業（以下「**本承継対象事業**」という。）に関する、以下に記載する権利義務とする。なお、以下に定める権利義務に付帯関連するものであって、甲及び乙が別途合意したものを追加及び修正することを妨げない。

1. 資産（知的財産権を除く。）
本承継対象事業に属する以下の資産。但し、第2号及び第3号については、甲が本承継対象事業以外の事業にも使用しているものを除く。
 - (1) 現金及び預金（運転資金として）
 - (2) 売上債権（受取手形・電子記録債権・売掛金）
 - (3) 前払費用
2. 知的財産権
本承継対象事業に属する特許権及び商標権
3. 負債
本承継対象事業に属する以下の負債（但し、簿外債務、偶発債務及び潜在債務の一切は含まない。）
 - (1) 未払金
 - (2) 未払賃金給与
 - (3) 未払費用
 - (4) 前受金
4. 契約
本承継対象事業に関して甲が当事者となっている全ての契約における契約上の地位及びこれに基づく権利義務（別添1記載の者との契約を含むが、これに限らない。）。但し、本承継対象事業以外の事業にも関連する契約については、本承継対象事業に関連する権利義務部分に限る。
5. 雇用契約
本承継対象事業に従事する従業員に関する雇用契約及び当該雇用契約に基づく権利義務。なお、疑義を避けるために付言すると、当該従業員に関する企業年金基金、確定拠出型年金制度及び健康保険制度の本新設分割に伴う取扱い（年金資産及び年金負債の取扱いを含む。）は、適用ある法令及び企業年金基金規約その他の規程の定めに従う。
6. システム
本承継対象事業を運営するにあたり必要となる一切のシステム
7. PC・携帯
本承継対象事業に属する一切のPC・携帯

以上